

調理師制度の概要

○ 調理師の定義(調理師法第2条)

- 「調理師」とは、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者として都道府県知事の免許を受けた者をいう。

○ 調理師資格取得方法

- 調理師養成施設卒業: 学校教育法第57条(高等学校の入学資格)に規定する者で、都道府県知事の指定する調理師養成施設において、1年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者。
- 調理師試験合格: 学校教育法第57条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上調理の業務に従事した後、調理師試験(都道府県知事が実施)に合格した者。

調理師資格取得の概要

